

住宅用火災警報器等の設置に関する建築確認等の取扱いについて

制 定 平成18年5月26日
一部改訂 平成18年6月12日
一部改訂 平成23年8月1日
最終改訂 令和6年12月19日
鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

1. 目的

本取扱いは、消防法の改正（平成16年6月2日公布、平成18年6月1日施行）により、同法第9条の2で住宅への住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下、「住宅用火災警報器等」という。）の設置及び維持が義務づけられ、併せて同条が建築基準法施行令第9条第1項第一号に追加され、建築基準関係規定となったため、鳥取県における審査、検査の方法の統一を図ることを目的とするものである。

2. 建築確認関係

(1) 申請書、図面への記載

建築確認申請においては、以下のとおり、平面図への記載を求めるものとする。ただし、他の設計図書に同様の内容が記載されている場合は、この限りではない。

- ・寝室として使用される室には「寝室」と記載すること。

例)「和室(1)」が寝室として使用される場合「和室(1)(寝室)」と記載

- ・住宅用火災警報器等の種類を記載すること。
- ・設置位置をシンボルマーク等で表し、壁、天井、エアコン等との位置関係を寸法で表すこと。

(2) 審査について

消防部局に同意を求めない住宅の審査においては、別添資料及び参考資料を参考に建築部局で審査を行うものとする。

なお、審査にあたって疑義が生じた場合には、所轄の消防局に協議を行うものとする。

3. 完了検査関係

(1) 申請書への記載

申請書第四面「工事監理の状況」備考欄に住宅用火災警報器等の設置・種類についての監理の状況の記載を求めるものとする。(建築基準法施行規則様式第19号)

記載例)

工事監理の状況						
	確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
			(略)			
備考	住宅用防災機器	設置位置種類	平面図	無し	受け入れ時の製品確認及び取り付け時に現場で確認	適

(2) 検査について

消防部局で検査を行わない住宅については、上記(1)の添付書類により、消防

法令による設置基準に適合しているかを目視或いは計測により確認するものとする。
なお、検査にあたって疑義が生じた場合には、所轄の消防局に協議を行うものとする。

4. 計画変更の取扱い

工事着手後、寝室の増減により住宅用火災警報器等の設置数が増減した場合は、軽微な変更と扱い、計画変更申請は不要とするが、完了申請時に変更内容がわかる図書を添付すること。

5. 既存住宅等の取扱いについて

(1) 建築確認関係

ア 既存住宅と一棟で増築、改築を行う場合の既存住宅の部分は、2 (1) 及び (2) に準じて扱うものとする。

イ 既存住宅と別棟で増築、改築を行う場合は、配置図に既存住宅に設置されている住宅用火災警報器等の種類及び設置箇所について記載を求めるものとする。

(2) 完了検査関係

既存住宅と一棟で増築、改築を行った場合の既存住宅の部分は3に準じて扱うものとする。

6. その他

住宅用火災警報器等は、消防法令に基づく型式適合検定に合格している製品であることを確認するものとする。

なお、型式適合検定に合格している製品には、「検定合格証票」(下図参照)が付されており、「検定合格証票」が付されていない場合は、是正指示を行い、是正解消後でないと検査済証の交付はできない。

(図) 検定マーク

